

つくばみらい農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

なお、当市の住民は、当該農業振興整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関する権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年5月18日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年4月16日

つくばみらい市長 小田川 浩



1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和 8年4月17日
至 令和 8年5月18日

2 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

つくばみらい市役所 谷和原庁舎 市民経済部 産業経済課 つくばみらい市加藤237番地

(注)

1 意見書の提出について

- (1) 提出先 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 市民経済部 産業経済課
(2) 提出方法 個人の場合にあっては、住所、氏名、法人の場合にあっては、法人名、代表者名、法人の所在地を記載した書面に押印して提出する。
(3) 提出期限 令和8年5月18日まで

2 異議の申出について

- (1) 提出先 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 市民経済部 産業経済課
(2) 申出方法 異議申出人は氏名及び年齢又は名称並びに住所を記載した書面に押印して提出する。
(3) 申出期限 令和8年6月2日まで